

VII 年末調整

年末調整とは、給与等の支払者がその年最後に給与等の支払をする際、給与等の支払を受ける各人別に、それまでその年中に給与等を支払う都度、源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の合計額と、その年中の給与等の支給総額について納付すべき税額（年税額）とを比較して過不足額の精算を行うことをいいます。

したがって、この年末調整は、給与等の支払を受ける大部分の人にとって確定申告に代わる役目を果たす重要な手続であるといえます。

1 年末調整を行う時期

年末調整は、原則として、その年最後に給与等の支払をする際に行います（所法190）が、年の途中で死亡退職した人や海外の支店への転勤により非居住者となった人などについては、その退職の時又は非居住者となった時に年末調整を行います（所基通190-1）。

2 年末調整の対象とならない人

次に掲げるような人に支払う給与等は、年末調整の対象となりません。

- (1) 国内に、住所も1年以上の居所も有していない人（非居住者）
- (2) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出していない人（税額表の乙欄又は丙欄の適用者）
- (3) その年中に支払を受ける給与等の収入金額が2,000万円を超える人
- (4) 「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定によりその年中の給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税につき徴収猶予や還付を受けた人
- (5) 年の途中で退職（死亡退職などを除きます。）した人

3 年末調整の対象となる給与等

年末調整の対象となる給与等は、その年1月1日から12月31日までの間に支給日が到来して支払うことが確定した給与等です。したがって、実際にその給与等を支払ったかどうかに関係なく、その年中に支払うことが確定している給与等は、たとえ未払であっても、その年中の給与等に含めて年末調整を行うこととなります。

4 年末調整の手順

年末調整の手順については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「年末調整のしかた」を参照してください。

VIII 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付

源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税は、給与等を支払った月の翌月10日（納期の特例の承認を受けている場合には7月10日と翌年1月20日）までに、e-Taxを利用して納付するか又は「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて、最寄りの金融機関又は所轄の税務署で納付します（所法183①、190、220、所規80、国税通則法34①、復興財確法28⑧、復興特別所得税省令6）。

また、納付する税額がない場合であっても、この所得税徴収高計算書（納付書）は所轄の税務署にe-Taxにより送信するか又は郵便若しくは信書便により送付又は提出してください。

e-Taxに関する詳しい情報は、e-Tax ホームページ【<https://www.e-tax.nta.go.jp>】でご確認ください。

(注) 1 法人の法人税法第2条第15号に規定する役員(*)に対する賞与について支払の確定した日から1年を経過した日までにその支払がなされない場合には、その1年を経過した日に支払があったものとみなして、その未払賞与について源泉徴収をすることになっています（所法183②）。

(*)「役員」とは、法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の人で法人の経営に従事している人のうち一定の人をいいます。

2 「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）」の記載例は、34ページを参照してください。

Ⅸ 給与等の支払明細書の交付

国内において給与等の支払をする者は、支払の際に、給与等の金額、源泉徴収税額など必要な事項を記載した支払明細書をその支払を受ける人に交付しなければならないことになっています（所法 231 ①、所規 100 ①）。

- (注) 1 給与等の支払をする者は、給与等の支払を受ける人からの一定の承諾を得て、書面による給与等の支払明細書（以下「支払明細書」といいます。）の交付に代えて、支払明細書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができ、この提供により、給与等の支払をする者は、支払明細書を交付したものとみなされます（所法 231 ②③、所令 356）。
- ただし、給与等の支払を受ける人の請求があるときは、給与等の支払をする者は書面により支払明細書を交付する必要があります。
- 2 給与等の支払を受ける人に支払明細書を交付しなかったり、偽りの記載をして交付（電磁的方法により提供）したりした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すこととされています（所法 242 七）。
- ※ 令和7年6月1日以降は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処すこととされます。

参考 源泉徴収関係書類の電子提出

給与等の支払をする者が、受給者から次の申告書に記載すべき事項に関し電磁的提供を受けるための必要な措置を講じる等の一定の要件を満たしている場合には、その受給者は、書面による申告書の提出に代えて、電磁的方法により申告書に記載すべき事項の提供を行うことができます^(注)（所法198②③⑤、203④、所令319の2、319の4、所規76の2①～④、措法41の2の2④⑤⑧、41の3の12④⑤）。

- 1 給与所得者の扶養控除等申告書
- 2 従たる給与についての扶養控除等申告書
- 3 給与所得者の配偶者控除等申告書
- 4 給与所得者の基礎控除申告書
- 5 給与所得者の保険料控除申告書
- 6 所得金額調整控除申告書
- 7 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書
- 8 退職所得の受給に関する申告書

(注) 申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る証明書類についても、電磁的方法により提供することができます（各控除に係る証明書に記載されるべき事項を電磁的方法により提供する場合には、これらの証明書に記載されるべき事項が記録された電子証明書等を提供しなければなりません。）。